

令和2年度原子力規制委員会 臨時会議

## 第14回会議議事要旨

令和2年7月1日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第14回会議

令和2年7月1日

16:30～17:45

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題： 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可及び工事計画認可並びに関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所の保安規定変更認可に係る審査請求及び執行停止の申立てに対する決定について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、

山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、

布村参事官、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、大浅田安全規制管理官（地震・津波審査担当）、正岡管理官補佐 他

- 冒頭、更田委員長から、今回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するという審査請求手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。
- 審理官である布村参事官から、資料1に基づき、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可及び工事計画認可（以下「東海第二発電所設置変更許可等」という。）に係る審査請求（以下「東海第二発電所設置変更許可等審査請求」という。）及び執行停止の申立て（以下「東海第二発電所設置変更許可等執行停止申立て」という。）について、説明を行った。
- 東海第二発電所設置変更許可等審査請求につき、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第43条の3の8第1項及び同法第43条の3の9第1項に基づき処分した東海第二発電所設置変更許可等に違法性ないし不当性はないことを確認した。
- 東海第二発電所設置変更許可等執行停止申立てにつき、原子力規制委員会は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められないことを確認した。
- 原子力規制委員会は、審理手続きを終結し、審査請求人らにこれを通知することを決定するとともに東海第二発電所設置変更許可等審査請求及び東海第二発電所設置変更許可等執行停止申立てにつき、裁決書案及び決定書案について、一部の記載を修正のうえ決定した。
- 審理官である布村参事官から、資料2に基づき、関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所の保安規定変更認可（以下「高浜大飯発電所保安規定変更認可」という。）に係る審査請求（以下「高浜大飯発電所保安規定変更認可審査請求」という。）及び執行停止の申立て（以下「高浜大飯発電所保安規定変更認可執行停止申立て」という。）について、説明を行った。
- 高浜大飯発電所保安規定変更認可審査請求につき、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第43の3の24第1項に基づき処分した高浜大飯発電所保安規定変更認可に違法性ないし不当性はないことを確認した。
- 高浜大飯発電所保安規定変更認可執行停止申立てにつき、原子力規制委員会

は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められないことを確認した。

- 原子力規制委員会は、審理手続を終結し、審査請求人らにこれを通知することを決定するとともに高浜大飯発電所保安規定変更認可審査請求及び高浜大飯発電所保安規定変更認可執行停止申立てにつき、裁決書案及び決定書案のとおり決定した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門